

運営指導の指摘事項等について

県内で、令和5年度の運営指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

(参考)令和4年度運営指導実施結果

	合計
対象事業所数	2,930
運営指導を実施した事業所数	498
改善報告を求めた事業所数	212
過誤調整を指示した事業所数	30

※ 広島県内の事業所、施設に対する運営指導の実施数等を掲載
(広島市、呉市、福山市は除く)

【凡例】

※施設系サービス:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
※居宅系サービス:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売
※通所系サービス:通所介護、通所リハビリテーション
※居宅介護支援、介護予防支援
※地域密着型サービス:定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上と定められているが、確保すべき員数を満たしていない状態が見受けられた。	訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上確保すること。
訪問看護	看護師等の員数	看護師1名について、出勤状況を確認できる書類が無く、常勤換算方法で2.5以上の看護職員を確保していることが確認できなかった。	出勤状況を確認できる書類を整備すること。
訪問看護	看護師等の員数	看護職員の員数が、常勤換算方法で2.5以上となっていない。	看護職員を常勤換算方法で2.5以上確保すること。
通所介護	従業者の員数	看護職員は単位ごとに1以上確保されなければならないが、確保されていることが確認できない日があった。	単位ごとに確保すべき看護職員を配置できる体制を整えること。
通所介護	従業者の員数 勤務体制の整備	看護職員について、併設特養の看護職員が勤務しているが、勤務表に位置づけがない日が見受けられた。	利用者に対する適切なサービスの提供ができるよう、あらかじめ勤務表に位置づけること。
共通 (施設系サービス)	従業者	栄養士(有資格者)が配置されていない。	栄養士を1人以上配置すること。(配置しない場合は、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図り、適切な栄養管理を行うこと。)
居宅介護支援	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいた事例が認められた。	利用者の数が35人又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置するよう、事業所内で介護支援専門員1人当たりの利用者数の調整を検討すること。

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
介護老人福祉施設	設備	一部の居室にナースコールが設置されていることが確認できなかった。 居室には、プザーまたはこれに代わる設備を設けること。	一部の居室にナースコールが設置されていることが確認できなかった。

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の記載事項のうち、利用料その他の費用の額について、加算に係る費用についての記載がなかった。	利用料その他の費用の額について記載した文書を利用申込者に交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。
共通(施設系・通所系サービス)	内容及び手続の説明および同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無が記載されていない。	重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項として、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を追記すること。
共通	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービスと異なるサービスを提供した理由が記録上確認できない事例が認められた。	計画に位置付けたサービスと異なるサービスを提供することとなった場合は、理由等を記録すること。
共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、記載誤り、記載漏れ、サービス提供時間が分かりにくい事例が認められた。	請求の根拠となるため、正しい記録を残すこと。
共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画書の作成及び利用者の同意を得ていない事例が認められた。	サービス提供の開始前に作成、同意、交付を行うこと。
共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画書の作成及び利用者の同意がサービス提供の翌月に行われている事例が認められた。	サービス提供の開始前に作成、同意、交付を行うこと。
共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画が居宅サービス計画に沿って作成されていない事例が一部認められた。	既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
共通	運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めていない事例が認められた。	運営規程の整備を行うとともに、その変更を届け出ること。
共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に研修を実施していない事例が認められた。	管理者及び従業者に対して、資質向上のために、その研修の機会を確保すること。 また研修を受講した際は記録を残すこと。
共通	勤務体制の確保等	研修を実施した際に、記録を作成していない事例が認められた。	研修を実施した際は、研修を実施したことがわかる記録を残すこと。
共通	勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例が認められた。	必要な措置を講ずること。
共通(施設系・通所系サービス)	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立てず、避難・救出その他必要な訓練を行っていない事例が認められた。	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うこと。また、昼間の想定に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めること。
共通(施設系・通所系サービス)	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画(非常災害時対応マニュアル)に、職員間の連絡網が記載されていない事例が認められた。	当該計画は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画であるため、記載すべき内容を精査した上で、実効性のある計画とすること。

共通(施設系・通所系サービス)	衛生管理	感染症の予防・まん延防止のための研修は行われているが、委員会の設置、指針の整備が行われていなかった。	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じよう努めることとされているが、委員会の設置、指針の整備をすること。
共通(施設系・通所系サービス)	衛生管理	入浴施設について、新型コロナウイルス感染症等のためサービスを休止した後で、消毒等を行っていない事業所があった。	入浴施設を清掃、消毒するとともにその養生等について記録すること。
共通(施設系サービス)	衛生管理	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会はおおむね3月に1回以上開催することとなっているが、今年度まで概ね1年間に1回の開催となっていた。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会はおおむね3月に1回以上開催すること
共通	秘密保持等	従業員又は従業員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない事例が認められた。	誓約書等を定めるなど必要な措置を講じること。
共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないが、同意を得ていない事例が認められた。	家族の個人情報を利用する場合には、家族の同意を得ること。
共通	秘密保持等	利用者個人に関する記録において、他の利用者の個人情報が記載されている裏紙を使用している事例が認められた。	個人情報保護の観点から、個人情報の取扱いについては十分留意すること。
共通	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示していなかった。	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。なお、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ
共通	苦情処理	苦情処理の概要について明確に定められていない事例が認められた。	苦情対応マニュアルを備えるなど、苦情処理の体制や手順を整備すること。
共通	苦情処理	苦情の処理体制について、掲示していなかった。	事業所の見やすい場所に掲示または、ファイルにして備え付けておくこと。
共通	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していなかった。	記録し、利用者に対するサービス提供の完結の日から2年間保存すること。
共通	事故発生時の対応	利用者に対する介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うこととなっているが、市町村に対して報告がされていなかった。	利用者に対する介護の提供により事故が発生した場合は、市町村に報告すること
訪問介護	管理者およびサービス提供責任者の責務	従業員ではないサービス付き高齢者向け住宅の管理者が、重要事項の説明者となり、サービス担当者会議に出席し、サービス調整するなどの事業が数件あった。	従業員ではないサービス付き高齢者向け住宅の管理者が、重要事項の説明者となり、サービス担当者会議に出席し、サービス調整するなどの事業が数件あった。事業所の従業員及び業務の管理は、管理者が一元的に行うこと。
共通(訪問系・通所系サービス)	運営規程	通常の実施地域を越える地点から自宅までの交通費、食事の提供に要する費用及びおむつ代が運営規程に定められていない。	通所介護の「利用料その他の費用の額」を運営規程に定めること。
短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	4日以上連続して利用している利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。	4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	身体拘束等の適正化のための指針が整備されていることが確認できなかった。	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
福祉用具貸与	管理者の責務	従業員の勤務時間、勤務内容が明確にされていなかった。	管理者は勤務表等により勤務時間、勤務内容を明確にし、従業員及び業務の管理を一元的に行うこと。
福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管及び消毒について、他事業者に委託しており、委託契約書を締結しているが、業務の実施状況の確認について、委託契約書では6ヶ月毎に確認することになっていたが、確認が行われていなかった。	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に任せられる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。なお、当該記録は、その完結の日から2年間保存すること。
介護老人福祉施設	入所に関する指針	入所判定の委員会で協議する入所申込者の選定の過程において、入所に関する指針どおりの運用がなされていない状況が一部認められた。	透明性及び公平性が確保されるよう、当該指針に則した運用を行うこと。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画について、入所者の同意を得ていなかった。	施設サービス計画の作成に当たっては、その内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	要介護更新認定や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合にサービス担当者会議等を開催していなかった。	入所者がこれらの認定を受けた場合はサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。
認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない事例が認められた。	速やかに改善計画を提出し、当該事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価または運営推進会議における評価を受けてその結果を公表しなければならないにも関わらず、評価を受けていない事例が認められた。	少なくとも年に1回は評価を実施すること。
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	居宅サービス計画が作成されていない事例や見直しが行われていない事例、居宅サービス計画の作成及び変更時にアセスメント及び担当者会議が行われていない事例、また、モニタリングに係る利用者の居宅での面接が行われていない事例があった。	市町の条例等に規定する具体的取組方針に沿って行うこと。
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	ほぼ毎日宿泊を必要とする利用者について、運営推進会議において報告していない事例が認められた。	連泊で利用される利用者については、運営推進会議で報告すること。
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	訪問サービスが行われているにもかかわらず、小規模多機能型居宅介護計画には通いサービスのみが位置付けられており、訪問サービスの必要性についての検討が一切されていない等、小規模多機能型居宅介護計画が適切に作成及び見直しが行われていない事例があった。	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成し、これを基本的にサービス提供を行うこと。
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画の作成及び説明等を介護支援専門員ではなく、担当介護士が行っていた事例があった。	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成し、これを基本的にサービス提供を行うこと。また、当該計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付すること。
小規模多機能型居宅介護看護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないが、交付していなかった。	交付すること。
小規模多機能型居宅介護看護	衛生管理	利用者の服薬の管理がうまくいかない事業者があった。	服薬を管理する際、薬をセットする時、配薬する時、内服する時に、ダブルチェックをする等の対策すること。

(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	指定(地域密着型及び認知症対応型)通所介護の具体的取扱方針	事業所の屋外でサービスを提供している事例が認められた。	指定(地域密着型及び認知症対応型)通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、屋外でサービス提供を行う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 イ) あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。 ロ) 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者又はその家族から署名を得なければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。	あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を行うとともに、それを理解したことについて署名を得ること。 実施していない場合は運営基準減算に該当し、また、運営基準減算の該当月に初回加算を算定することはできない。
居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている事例が認められた。	重要事項説明書にその旨を記載するとともに、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した上で、アセスメントを行うこと。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。	居宅サービス計画の変更にあたっては、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議について、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、照会等を行っていない事例が認められた。	居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席した場合は、照会等を行うとともに、回答を受領すること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画(第6表及び第7表)は作成されていたが、文書により利用者の同意が得られていない事例が確認された。	居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合は、運営基準減算に該当する。また、運営基準減算の該当月に初回加算及び特定事業所加算を算定できない。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	特段の事情がないにも関わらず、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、モニタリングを実施していない事例が認められた。	少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接をすること。 また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 モニタリングの実施に当たり、介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない場合又はモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り運営基準減算に該当する。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めている事例が認められた。	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の変更にあたり、当該計画の変更が必要な状況等は把握していたが、アセスメントの結果及びサービス担当者会議の記録が残されていない事例が見受けられた。	居宅サービス計画を作成する際は、原則として課題分析標準項目を具備する課題分析を行った結果及びサービス担当者会議の記録について完結の日から2年間保存すること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付したことが記録上で確認できない事例が認められた。	交付した際は記録を残すこと。

【その他】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
共通	人格尊重義務	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事業が見受けられた。	再発防止策を講じること。
共通	変更の届出等	変更届が必要な変更(※)があったが、変更届が提出されていない。 (※)管理者、サービス提供責任者、運営規程、介護支援専門員、設備の用途協力医療機関 等	当該指定に係る事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を届け出ること。
通所介護	変更の届出等	事業所の専用区画について、相談室と静養室の場所が変更されていたにもかかわらず、変更の届出がされていなかった。	当該指定に係る事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を届け出ること。

【介護報酬関係】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
共通	基本報酬	サービスの提供を行っていないにも関わらず、基本報酬を算定している事例が認められた。	基本報酬はサービスが提供された月に適切に算定を行うこと。
共通	基本報酬	記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。	基本報酬は、適正に算定を行うこと。
施設系サービス共通	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言又は指導が月1回以上行われているが、助言等を受けたことが記録されていなかった。	助言等の内容を記録すること。
共通	介護職員等特定処遇改善加算	「見える化要件」について、必要な取組を確認できなかった。	ホームページへの掲載等により、当該加算に係る取組を公表すること。
共通	科学的介護推進体制加算	て、利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出することで利用者全員に対して算定できるものがあるが、一部の利用者の基本的な情報について厚生労働省に提出していない事例が確認された。	入所者全員を対象としていること。
訪問介護	基本報酬	所要時間30分以上1時間未満の身体介護を行った後に引き続き20分以上45分未満の生活援助を行った場合に、20分以上30分未満の身体介護を行った後に引き続き45分以上70分未満の生活援助を行った場合の報酬区分で請求していた事例が見受けられた。	報酬を算定する際は、区分と提供時間を確認したうえで算定し請求すること。
訪問介護	基本報酬	身体1生活1を提供している利用者について、誤って身体2生活1で報酬を請求していた事例があった。	報酬を算定する際は、区分と提供時間を確認したうえで算定し請求すること。
訪問介護	基本報酬	通院等乗降介助について、サービス提供回数と報酬請求回数に相違していた事例があった。	報酬を算定する際は、サービス提供回数を確認したうえで算定し請求すること。
訪問介護	初回加算	訪問介護計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護職員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定すること。

訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算は、居宅サービス計画に位置づけられていない身体介護中心型の訪問介護を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に提供した場合に算定できるが、身体介護中心型の訪問介護が提供されていない利用者に算定している事例が確認された。	身体介護中心型の訪問介護が提供されている利用者に算定すること。
訪問介護	特定事業所加算	研修について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が定められていない事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、訪問介護員ごとに個別具体的な研修の目標等を作成し、その計画に従い研修を実施すること。
訪問介護	特定事業所加算	特定事業所加算の人材要件となる前年度の確認する書類がない。	特定事業所加算の人材要件について、訪問介護員の割合は、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3か月の1月当たりの平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出することとなっているが、確認する書類がない。要件を確認し、確認した旨の記録を作成すること。
訪問看護	基本報酬	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行ったにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。	前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行った場合は、それぞれの所要時間を合算すること。
訪問看護	基本報酬	主治の医師の指示書の内容に変更がないにも関わらず、訪問する職員が理学療法士から看護師へ変更となった事例が認められた。	医療系サービスは主治の医師の指示の下に提供されていることから、主治の医師の指示に基づき、適切にサービスを提供するとともに、指示内容を確認できる記録を適切に残すこと。
訪問看護	緊急訪問看護加算	利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得ていないにも関わらず加算の請求しているものがあつた。	利用者又はその家族の同意があることを記録として残しておくこと。
訪問看護	複数名訪問加算	当該加算の要件を満たす利用者であることが、計画書等で読み取れない事例が認められた。	当該加算の要件に該当する利用者であることを計画書等に記載しておくこと。
訪問看護	特別管理加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者であるかどうか記録に残されていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する際には、特別な管理を必要とする利用者である旨を記録に残すこと。
訪問看護	ターミナルケア加算	主治医と連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ていなかったにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で算定すること。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	加算 I を算定しているが、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議が、看護職員のみで開催されていた。	会議は、理学療法士等を含むすべての従業者が参加して行うこと。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であることが確認できなかった。	常勤換算方法により算出した前年度の記録について、毎年保存しておくこと。
通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成しなければならないが、居宅での生活状況の確認や3月ごとに1回以上、利用者の居宅へ訪問したことを書面で確認できなかった。	利用者の居宅での生活状況の確認や3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したことを書面で明らかにしておくこと。
通所介護	個別機能訓練加算	当該加算 I を算定しており、機能訓練指導員等が3か月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行わなければならないが、個別機能訓練計画に関わっていない職員が行っている事例が認められた。	利用者の居宅での生活状況の確認は、機能訓練指導員等個別機能訓練計画作成に関わる職員が行うこと。
通所介護	サービス提供体制強化加算	加算を算定しているが、算定要件を満たすことが分かる前年度平均の計算記録が保存されていなかった。	常勤換算方法により算出した前年度の記録について、毎年保存しておくこと。
短期入所生活介護	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算を算定しているが、要件を満たすことがわかる書類(夜勤職員配置に係る確認書など、1日平均夜勤職員数が加算要件を満たしていることがわかる書類)が確認できなかった。	要件を確認した根拠書類を提出すること。
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	加算を算定しているが、算定要件を満たすことが分かる根拠書類(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録)が確認できなかった。	常勤換算方法により算出した前年度の記録について、毎年保存しておくこと。
(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算(I)	入浴介助を提供していない等、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、入浴介助を行う等、算定要件を満たすこと。
(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意を得る前に、当該加算を算定している事例が認められた。	利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得た場合に当該加算を算定すること。
(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(I)の算定について、個別機能訓練計画の作成時及びその後3月ごとに1回以上の居宅への訪問が行われていなかった。	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること。また、その後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、訓練内
(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎減算	利用者の家族が送迎を行っているにも関わらず、送迎減算を算定していない事例が認められた。	家族が送迎を行った場合は、当該減算を算定すること。
(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画書の内容が、加算を算定していない利用者との違いが明確でない事例が認められた。	当該加算の算定要件に基づいたサービスを実施していることが明確に分かるよう記録すること。
通所介護	同一建物減算	事業所と同一の建物に入居している利用者について、同一建物減算ではなく送迎減算を適用していた。	同一建物減算を適用すること。
通所介護	生活機能向上連携加算II	生活機能向上連携加算IIの算定にあたって、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明することが算定要件であるが、3月に1回以上の個別機能訓練計画の進捗状況等の評価を行っていないにもかかわらず、算定している	個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明すること。
通所介護	個別機能訓練加算(I)イ及びロ	個別機能訓練加算 I (イ)及び(ロ)の算定にあたって、必要人員を配置している場合において、理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが算定対象となるが、理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けていない利用者について算定している事例が確認された。	理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けていない利用者は、算定しないこと。
通所介護	個別機能訓練加算II	個別機能訓練加算IIの算定にあたって、利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していない事例が確認された。	利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
短期入所生活介護	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算を算定しているが、要件を満たすことがわかる書類(夜勤職員配置に係る確認書など、1日平均夜勤職員数が加算要件を満たしていることがわかる書類)が確認できなかった。	要件を満たしていることが分かる根拠書類を整備すること。

短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	加算を算定しているが、算定要件を満たすことが分かる根拠書類(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録)が確認できなかった。	常勤換算方法により算出した前年度の記録について、毎年保存しておくこと。
短期入所生活介護	若年性認知症利用者受入加算	65歳以上で算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合に加算すること。
短期入所生活介護	送迎加算	送迎を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定すること。
短期入所生活介護	緊急時短期入所受入加算	当該加算の算定対象期間は原則7日以内とし、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で、14日を限度に引き続き加算を算定することができるが、その状況の記録が確認できない事例が認められた。	やむを得ない事情により引き続き加算を算定する場合には、その旨の記録を残すこと。
短期入所生活介護	認知症専門ケア加算	認知症高齢者の日常生活自立度について主治の医師の診断であることが確認しにくい事例が認められた。	判定した医師名、判定日が確認できるよう判定結果を記載すること。
特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し同意を得ることが算定要件となっているが、指針を定めておらず、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていない。	重度化した場合における対応に係る指針を定め、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算	加算を算定しているが、算定要件を満たすことが分かる根拠書類(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録)が確認できなかった。	常勤換算方法により算出した前年度の記録について、毎年保存しておくこと。
認知症対応型共同生活介護	退居時相談援助加算	加算の要件を満たしていないにもかかわらず算定された事例が認められた。	当該加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に算定すること。
認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算は日常生活自立度のランクⅢ以上の者に対して算定されるものであるが、Ⅱ以下の者に対して算定している事例があった。	日常生活自立度のランクⅢ以上の者に対して算定すること。
介護老人福祉施設	身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず、身体拘束等を行う場合には、その態様及び期間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないにも関わらず、記録が確認できないため、身体拘束廃止未実施減算が必要な事例が認められた。	事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、入所者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
介護老人福祉施設	安全管理体制未実施減算	指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修を定期的(年2回以上)に行わなければならないにも関わらず、実施を確認できない事例が認められたため、安全管理体制未実施減算が必要な事例が認められた。	事実が生じた翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算すること。
介護老人福祉施設	初期加算	指定介護老人福祉施設に入所した日から起算して30日以内の期間でないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	入所日から30日間に限り算定すること。
介護老人福祉施設	初期加算	併設の短期入所生活介護を30日以上利用し日を空けることなく引き続き当該施設に入所したにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	併設又は空床利用の短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合については、入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除していた日数に限り算定すること。
介護老人福祉施設	安全対策体制加算	事故の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修を定期的(年2回以上)に行なっておらず、厚生労働大臣が定める施設基準に適合していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	厚生労働大臣が定める基準に適合したうえで算定すること。
介護老人福祉施設	看護職員が機能訓練指導員を兼務していたが、機能訓練指導員としての勤務時間を除いて計算しておらず、要件を満たしていない事例が認められた。	看護職員が機能訓練指導員を兼務していたが、機能訓練指導員としての勤務時間を除いて計算しておらず、要件を満たしていない事例が認められた。	看護職員の数は機能訓練指導員としての勤務時間を除いて計算し、正しい区分で請求すること。
介護老人福祉施設	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅰ)について、ADL利得の平均値が1以上である場合に算定できるが、正しく計算がなされておらず要件を満たしていなかった。	ADL利得の平均値の算定については、根拠となる告示を確認し、正しく計算すること。
介護老人福祉施設	経口維持加算	経口維持加算について、作成した経口維持計画に入所者又はその家族の同意を得ず栄養管理を行っていた。	当該加算の算定期間は、入所者又は家族の同意を得られた日の属する月から起算すること。
介護老人福祉施設	口腔衛生管理加算	口腔衛生等の管理を月2回以上行うことが算定要件であるが、月1回しか実施していない事例が認められた。	口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。
介護老人福祉施設	看取り介護加算	当該加算を算定する際には、看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又は家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る必要があるが、同意を得た記録が確認できない事例が認められた。	入所の際には入所者又は家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
介護老人保健施設	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。)に算定できるものであるが、これを満たさない期間に算定していた事例が見受けられた。	所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、1月に連続する10日を限度として、月1回に限り算定すること。
介護老人保健施設	緊急時治療管理	緊急時治療管理については、入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において行われた緊急的な治療管理を評価するものであるが、病状が重篤ではない入所者(緊急時治療管理の対象とならない入所者)に対し、算定している事例が認められた。	緊急時治療管理の対象となる入所者について、通知(老企第40号)で確認すること。
居宅介護支援	基本報酬	居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)の算定に当たっては、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた数から1を減じた件数以降を取扱件数に応じて算定することになっているが、介護予防支援の提供を受ける利用者数を除いて居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)を算定していた。	介護支援専門員の員数及び取扱件数について、介護予防支援の提供を受ける利用者数を含めて計算すること。
居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることができること ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 について文書を交付して説明を行っていない等、運営基準減算が必要にも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。	当該要件に該当した場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算とすること。

居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって ・介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない ・介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない ・介護支援専門員が、サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない 等、運営基準減算が必要にも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。	当該要件に該当した場合は、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算とすること。
居宅介護支援	初回加算	要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合、または要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合に算定すること。
居宅介護支援	初回加算	居宅サービス計画を作成していない利用者について、初回の居宅介護支援費及び初回加算を請求した事例が見受けられた。	当該加算は、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合に算定すること。
居宅介護支援	特定事業所加算	計画的な研修の実施に当たり、研修内容、実施時期等の計画性が不十分な事例が認められた。	介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、次年度が始まるまでに次年度の計画を定めること。
居宅介護支援	特定事業所加算	居宅介護支援費に係る運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は運営基準減算が適用されない月に算定すること。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者の入院日から3日以内又は7日以内に病院(診療所含む)に情報提供を行っていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、利用者が病院(診療所含む)に入院してから、3日以内又は7日以内に、病院(診療所含む)の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	運営基準減算が適用されたことにより、居宅介護支援費が算定できない月に当該加算を算定している事例が認められた。	居宅介護支援費が算定される月に当該加算を算定すること。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院の事実がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	算定要件を満たした上で、適切に算定を行うこと。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	FAXIによる情報提供を行った際、先方が受け取ったことを確認していない事例が認められた。	情報提供を行った際には、先方が受け取ったことを確認し、その旨を記録に残すこと。
居宅介護支援	退院・退所加算	退院時に「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」第13条第6号から同条第12号に規定する一連の業務を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、退院時に居宅サービス計画の作成に係る一連の業務を実施すること。
居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算(Ⅰ)の算定に当たり、病院の職員と面談を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	利用者の退院に当たり、病院の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に当該加算を算定すること。
居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算(Ⅰ)の算定に当たり、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けているにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、情報の提供をカンファレンスにより1回受けている際に算定すること。
居宅介護支援	退院・退所加算(Ⅱ)	退院・退所加算(Ⅱ)の算定に当たり、カンファレンスの構成要件を満たさない場合に算定している事例が認められた。	当該加算は、情報の提供をカンファレンスにより1回受けている際に算定すること。
居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所加算(Ⅰ)の算定に当たり、カンファレンスの実施について必要な出席者が不足しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	情報収集の方法が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示59号)別表第一内科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たさずカンファレンスに参加している場合に当該加算を算定すること。
居宅介護支援	通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席することについて、利用者の同意を得る必要があるが、同意を得た旨を記録上で確認できない事例が認められた。	同意を得た旨を記録に残すこと。
居宅介護支援	通院時情報連携加算	当該加算の算定にあたり、医師等に情報提供を行った内容及び医師等から情報提供を受けた内容が十分に記録されていない事例が認められた。	情報提供に関することについて、明確に記録すること。
居宅介護支援	通院時情報連携加算	通院時情報連携加算について、利用者が通院を行っていない場合(自宅での往診時)に算定している事例が認められた。	利用者が通院を行っていない場合は算定しないこと。
居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアマネジメント加算について、存命の利用者に算定している事例が認められた。	当該加算は、在宅で死亡した利用者について算定すること。
居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、算定すること。